

# 犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針の概要

## 第1 通則

### 1 目的

犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する必要な事項を示し、もって犯罪の防止に配慮した住宅の普及を図ることを目的とします。

### 2 指針の基本的な考え方

#### (1) 指針の対象

住宅(共同住宅や一戸建住宅等)を対象とします。

#### (2) 指針の位置づけ

住宅を設計したり建築する事、業者や共同住宅を所有したり、管理する者等(以下「事業者等」)に対し、住宅の防犯性の向上に関する計画・設計及び整備等上の配慮すべき事項を示し、主体的な取組を促すものです。

#### (3) 指針の適用

関係法令等との関係で対応が困難と判断される事項は、除外されます。

#### (4) 指針の見直し

必要に応じて見直します。

### 3 計画・設計・整備の基本原則

#### (1) 周囲からの見通しの確保(視認性の確保)

#### (2) 居住者の帰属意識の向上(領域性の確保)

#### (3) 犯罪を行おうとする者の接近制御及び住宅部材・設備等の強化・回避(接近・侵入の制御)

## 第2 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する事項

### 1 共同住宅

#### (1) 共用部分

- ・ 共用出入口(玄関)の見通しが確保された場所への設置等
- ・ 管理人室の共用玄関・メールコーナー等を見渡せる位置への配置等
- ・ エレベーターのかご等の扉に外部から見通せる窓の設置等
- ・ 共用廊下、共用階段等の周囲から見通しが確保された位置への配置等
- ・ 自転車置場、オートバイ置場及び通路並び児童遊園、広場等の周囲から見通しが確保された位置への配置等
- ・ 児童遊園、広場等への塀等の設置
- ・ 屋上への出入口の扉や施錠設備の設置等

#### (2) 住戸専用部分

- ・ 玄関の廊下等周囲から見通しが確保された位置への配置等
- ・ 玄関への外側と通話可能なインターホン等の設置等
- ・ 窓への面格子の設置等侵入防止に有効な措置の実施等
- ・ バルコニーの縦樋等を利用した侵入防止に配慮した配置等

#### (3) その他

- ・ 共用玄関・エレベーターホール等での50ルクス程度の照度の確保
- ・ 共用玄関の外側・共用出入口等での20ルクス程度の照度の確保
- ・ 共用廊下、共用階段等での3ルクス程度の照度の確保
- ・ 防犯上必要な場所等への防犯カメラの設置
- ・ 屋外機器等の適切な場所への設置
- ・ 周囲からの見通しを確保した植栽の樹種及び配置等

### 2 一戸建住宅

一戸建住宅に関する次の事項については、事業者等のほか所有者が配慮すべき事項として適用します。

#### (1) 玄関

- ・ 破壊が困難な玄関扉の設置等
- ・ 破壊に強い構造の玄関扉の錠の設置等

#### (2) 窓

- ・ 面格子の設置等侵入防止に有効な措置の実施等
- ・ バルコニーに面する窓への錠付きクレセント等侵入防止に有効な措置の実施等

#### (3) バルコニー

- ・ バルコニーの縦樋等を利用した侵入防止に配慮した配置等
- ・ 周囲からの見通しを確保したバルコニーの手すり等の配置等

## 第3 居住者等による自主防犯体制の整備等

### 1 自主防犯活動の推進

### 2 管轄警察署との連携